

地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）関東地区病院 職員処遇（理学療法士）

1. 名称・所在地等

事業所名	独立行政法人 地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ） 関東地区病院		
代表者	関東地区担当理事 吉田 武史		
URL	http://www.jcho.go.jp/chikukanto/		
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪3-22-12		
	TEL 03-3445-0800	FAX 03-3445-4782	

2. 事業概要

地域医療機能推進機構は、平成26年4月に社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院を統合して設立された、全国57の病院ネットワークを持つ医療グループです。

病院だけでなく、介護老人保健施設を26有し、リハビリテーション体制も充実しているため、「急性期医療～回復期リハビリ～介護」のシームレスなサービスを提供できるグループとして、時代の要請に応えていく使命を持っています。

関東地区では、1都6県にわたり16の病院、5つの介護老人保健施設、8つの訪問看護ステーション等が地域包括ケアの要として地域において必要とされる医療・介護の充実を目指し、超高齢社会における多様なニーズに対応しながら、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。

「独立行政法人地域医療機能推進機構の理念」

我ら全国ネットのＪＣＨＯは 地域の住民、行政、関係機関と連携し 地域医療の改革を進め 安心して暮らせる地域づくりに貢献します

3. 給与等

基本給に給与規定に基づき各種手当を加えた額を支給

＜基本給＞

初任給《基本給》	
短大卒（3年）	大学卒（4年）
177,400円	188,400円

※既卒者は経験年数を考慮し給与規程に基づき決定

＜手 当＞

手当名	支給要件
通勤手当	交通機関利用者について55,000円まで全額支給 自動車等の場合は片道2km以上から支給（2,000円～31,600円）
住居手当	借家の場合 最高28,000円まで
扶養手当	配偶者13,000円、子、父母等は1人につき6,500円
業績手当	（賞与）年2回（6月・12月）最大で給与4.45月分（令和2年度実績）＊別に病院の業績により年度末賞与（最大で給与1月分）
地域手当	基本給、扶養手当、役職手当の合計額に対し最大18%（地域によって支給率は異なります）

その他給与規程に基づき支給（超過勤務手当等）

＜東京都23区内（地域手当18%）病院勤務の給与支払モデル＞

※住居手当有りの場合

学歴	基本給＋諸手当
大学卒（4年）	250,300円

＜昇 給＞

毎年1月1日（昇給額は勤務成績により変動）

4. 退職金

退職手当支給規程により6月以上の勤務者に支給

5. 社会保険等

健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険

6. 勤務時間

1日：7時間45分 1週間：38時間45分 ※交代勤務あり（病院によって異なります）

7. 休日

4週8休制（週休2日相当）・国民の休日及び年末年始
 年次休暇（年間20日、初年度15日〔4月採用〕、次年度最大20日繰越可能）
 特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、病気休暇、保育時間、介護休暇、忌引等）

8. 子育て支援

育児休業	子が3歳になるまで取得可能
育児短時間	週19時間25分～24時間35分の範囲で勤務日・勤務時間を選択可能